

平成27年度

監査結果報告書

定期監査
(土木建築部)

指定管理者監査
(大分県住宅供給公社)
(株式会社別大興産)

大分市監査委員



監査第1079号
平成28年3月14日

大分市長 佐藤樹一郎 殿
大分市議会議長 永松弘基 殿

大分市監査委員 佐藤 浩

大分市監査委員 古庄 研二

大分市監査委員 安東 房吉

大分市監査委員 仲家 孝治

監査の結果について（報告）

定期監査及び指定管理者監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

指定管理者監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
大分県住宅供給公社	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の出納その他の事務	平成27年11月27日～平成28年2月29日
株式会社別大興産		

2. 監査の方法

施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

3. 団体の概要及び監査の結果等

[1] 大分県住宅供給公社

(1) 施設名 市営住宅

(2) 所管部局・課 土木建築部 住宅課

(3) 指定管理の概要

指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

指定管理業務の内容

- ① 入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- ② 入居者の指導及び管理に関する業務
- ③ 家賃及び駐車場使用料の収納に関する業務
- ④ 市営住宅及び共同施設の維持管理並びに修繕に関する業務
- ⑤ その他市長が必要と認める業務

指定管理料 185,000,000円 (平成26年度)

(4) 監査の結果

指定管理者に対する事項

・基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務の一部を第三者に委託することができることとされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、第三者に委託しているものがあつた。

- ② 基本協定書の規定では、毎月収支状況を記載した業務報告書を提出することとされている。

しかしながら、業務報告書に収支状況を記載していなかつた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

- ・指定管理料にかかる資金運用利息を収支決算状況の収入に計上していないもの
指定管理料の一部を定期預金等で運用しているが、その利息を本社の収入としており、指定管理者の収入に計上していなかった。
今後は、資金運用利息については収支決算状況の収入に計上し適切な事務処理をされたい。

所管課に対する事項

- ・基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの
 - ① 基本協定書の規定では、市があらかじめ承認をした場合は、指定管理者は業務の一部を第三者に委託することができることとされていることから、指定管理者が保守管理業務等を第三者に委託する場合は、市は、指定管理者に事前に委託業務の報告を求め承認をする必要がある。
しかしながら、保守管理業務等の委託発注は指定管理者が実施する業務の範囲内であり、第三者への委託に当たらないと解し、指定管理者から報告を求めていなかった。
 - ② 基本協定書の規定では、指定管理者が提出した業務報告書等に基づき、本業務の実施状況の確認を行うこととされている。
しかしながら、毎月の業務報告書に収支状況が記載されておらず、収支状況の確認が適正に行われていなかった。
また、指定管理料の一部を定期預金等で運用しているが、その利息を収支決算状況の収入に計上していない業務報告書を、そのまま承認しており、本業務の実施状況の確認が適正に行われていなかった。
 - ③ 基本協定書の規定では、提出を受けた年度事業計画書を書面により承認しなければならないとされている。
しかしながら、年度事業計画書の提出は受けていたものの、書面による承認をしていなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

[2] 株式会社別大興産

(1) 施設名 市営住宅

(2) 所管部局・課 土木建築部 住宅課

(3) 指定管理の概要

指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

指定管理業務の内容

- ① 入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
- ② 入居者の指導及び管理に関する業務
- ③ 家賃及び駐車場使用料の収納に関する業務
- ④ 市営住宅及び共同施設の維持管理並びに修繕に関する業務
- ⑤ その他市長が必要と認める業務

指定管理料 134,400,000円 (平成26年度)

(4) 監査の結果

指定管理者に対する事項

- ・基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務の一部を第三者に委託することができることとされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、第三者に委託しているものがあつた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

所管課に対する事項

・基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

- ① 基本協定書の規定では、市があらかじめ承認をした場合は、指定管理者は業務の一部を第三者に委託することができることとされていることから、指定管理者が保守管理業務等を第三者に委託する場合は、市は、指定管理者に事前に委託業務の報告を求め承認をする必要がある。

しかしながら、保守管理業務等の委託発注は指定管理者が実施する業務の範囲内であり、第三者への委託に当たらないと解し、指定管理者から報告を求めていなかった。

- ② 基本協定書の規定では、提出を受けた年度事業計画書を書面により承認しなければならないとされている。

しかしながら、年度事業計画書の提出は受けていたものの、書面による承認をしていなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。